

徳川中期名古屋における商業の展開について

天野雅敏

はじめに

近世にはいると、兵農分離や身分統制令の施行により、武士身分は一定の人々に限定・固定化され城下町に集住せしめられるとともに、かれらの日常的・軍事的需要に応ずるために多数の商工業者の城下町への集中がはかられたことはよく知られている。こうして、近世社会には、都市と農村の空間的分離と身分的分離が重ね合わせられ構造化されるという特徴がみられるようになる。都市の勃興という点でも、徳川期は注目すべき時代であった。しかも、近世社会は、石高制にもとづく米納年貢制をとっており、米の商品化を構造的に予定した社会であり、したがって都市を

中心にして一定の市場経済の進展がみられた社会でもあった。大坂・京都・江戸の三都と諸藩の城下町を中心にして、全国の商品流通が形成され、大量の商品が売買されるようになり、そうした諸商品を専門的に取り扱う商業経営の発展がみられるにいたったのである。

本稿では、こうしたことを念頭におきながら、尾張藩の城下町名古屋を対象にして、そこにおける商業の展開について若干の検討を試みることにしたい。まず名古屋城下の形成と名古屋商人の成立について概観し、城下町の住民構成の一端を明らかにする。そして、中央都市商人の名古屋進出と名古屋商人のそれへの対応を分析し、徳川中期の名古屋の商業の展開の歴史的意義について考えてみることに

しよう。

一 名古屋城下の形成と名古屋商人

徳川家康の四男松平忠吉が慶長五（一六〇〇）年清洲に封ぜられるが、彼はまもなく病没し、慶長十二（一六〇七）年にはのちの義直が清洲城主となった。清洲に封ぜられた義直は、まだ七歳の幼児であり、家康とともになおしばらく駿府にあった。したがって、尾張の国政は家康とその直臣の手にあり、家康の裁決により清洲から名古屋へ国政の中心が移されたのである。木曾川の洪水におかされることもあった清洲にかわって、名古屋の築城が計画され、慶長十五（一六一〇）年に工事にとりかかり、ほどなく竣工した。名古屋城の落成を契機にして、清洲から名古屋への諸士町人などの移住が進み、清洲の神社・仏閣の移転もみられた。こうして、名古屋は、近世都市としての相貌を整えていったのである。城の南面にひろがる名古屋村に商人・職人が来住し、市街が形成された。南北を縦、東西を横とし、本町通をもって南北の幹線とし、それ以西を「西ヶ輪」、以東を「東ヶ輪」と称した。そして、慶長十七（一六一二）年には検地町割がなされ、慶長末年から元和

年間（一六一五～二三）にかけて城郭と城下町の体裁が整ったのである。⁽¹⁾

名古屋商人の成立事情を究明した林董一の研究によると、「寛延旧家集」に所収された一一五家の旧家のうち、清洲越は九七家であり、駿河越は九家、その他五家、不明三家、名古屋村以来のもの一家となっており、時期的にみると、慶長年間（一五九六～一六一四）に来住したものが六一家であり、寛永年間（一六二四～四三）三家、元和年間（一六一五～二三）一家、正保（一六四四～四七）・万治（一六五八～六〇）・寛文（一六六一～七二）年間各一家、不明四六家となっていた。「尾張徇行記」の「那古野府城志」町人由緒の個条に基づく観察でも、ほぼ同様の傾向がみとめられるという。「尾張徇行記」に所収された一八一家の中で、清洲越は一二〇家を数え、駿河越は一二家、その他二九家、不明一八家、名古屋村以来のもの二家となっており、時期的にいうと、慶長年間に来住したものが一〇五家であり、寛永年間七家、元和年間四家、寛文年間・享保年間（一七一六～三五）各三家、元禄年間（一六八八～一七〇三）・宝永年間（一七〇四～一〇）各二家、正保年間・慶安年間（一六四八～五一）・天和年間（一六八一～八三）・

表1 17世紀後半名古屋の町方人口

年	町方人口			本町以西			七間町以东		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
承応3 (1654)	27,741 (50.5)	27,191 (49.5)	54,932 (100.0)	15,103 (27.5)	14,641 (26.6)	29,744 (54.1)	12,638 (23.0)	12,550 (22.9)	25,188 (45.9)
万治2 (1659)	27,951 (50.7)	27,176 (49.3)	55,127 (100.0)	15,451 (28.0)	14,670 (26.6)	30,121 (54.6)	12,500 (22.7)	12,506 (22.7)	25,006 (45.4)
寛文4 (1664)	28,515 (51.8)	26,483 (48.2)	54,998 (100.0)	15,554 (28.3)	14,215 (25.8)	29,769 (54.1)	12,961 (23.6)	12,268 (22.3)	25,229 (45.9)
9 (1669)	28,880 (51.7)	26,969 (48.3)	55,849 (100.0)						
延宝2 (1674)	29,661 (52.4)	26,975 (47.6)	56,636 (100.0)						
元禄5 (1692)			63,734						

備考：実数は人数であり、()の数値は構成比(%)。

注：『新修名古屋市史 第三巻』(名古屋市、1999年) 578ページより引用。なお、『名古屋市史 政治編第二』(名古屋市府役所、1929年)をも参照。

延宝年間(一六七三〜八〇)各一家、その他一家、不明五〇家となっていた。「名古屋商人は、主として、慶長中期から後期にかけて、清洲越のものを中心に形成され、そしてその中には、かなりの武家出身者をもふくんでいた」としてよいであろう。⁽²⁾

「寛延旧家集」に所収された城下の町人の職種は五〇以上の多岐にわたっており、質商が一〇家を数え、酒商は九家、鋳物師および鍋職人六家、鍛冶職・紺屋各五家、小間物商・油商・葉種商・味噌商が各四〜三家、両替商・米商・塩商・菓子商・紙商・筆師・傘商・戸商・古道具商・木挽商・大工・畳屋・信濃問屋が各二家となっていた。⁽³⁾

十七世紀後半にはいると町方人口が判明するので、それを表1に掲げた。同表によると、十七世紀中葉の名古屋の町方人口は五万五〇〇〇人を前後するところであり、全国的にみてもすでに有数の都市であったといつてよい。⁽⁴⁾ 町方人口のほぼ五四%の約三万人が名古屋城下の本町以西に分布しており、七間町以东には四六%、約二万五〇〇〇人が分布していた。そして、町方人口の男女別構成をみると、十七世紀後期には男子の人口が増加していたようである。

二 名古屋城下の住民構成

十七世紀末から十八世紀初めの城下の二、三の町については、住民構成などを具体的に知りうるので、それをつぎにみることにしよう。慶長十(一六〇五)年清洲から移転

し、本町通にあつて本町三丁目と称していたのを貞享三(二六八六)年十月改名してなつた福井町に関しては、正徳三(一七一三)年の「家並御改帳」がのこされているし、堀川の堀留あたりにあつたのを「信濃屋横町より江川町通までの間」に移した蛭屋町については、元禄九(二六九六)年の「男女人数御改帳」が存在する。これらの史料は同じ性格のものとは言いがたいが、十七世紀末から十八世紀初めの城下の住民構成をみるには有用なものと思われる。そこで、それらを試みに整理してみたのが表2と表3—1、表3—2、表3—3である。

まず表2からみることにしよう。同表によれば、十八世紀初期の福井町には、古手屋が十二軒あつたのであり、紙屋が三軒、味噌屋が一軒、小刀屋が一軒あつたことがわかるであろう。この時期の福井町には、古手屋を中心とする同業者の集住がみとれるといつてよく、古手の重要性が

うかがえる。古手屋の家屋の規模は、多くは、間口三間(四間、奥行十五間)二十間というところであつた。また同町で最大の家屋数を有していたのは、味噌屋の九助であり、その家屋所有状況からみて営業規模の大きさを類推しうる。

つぎに堀川以西に位置していた蛭屋町の住民構成をみることにしよう。表3—1、表3—2、表3—3によると、史料の性格から所有家屋の状況については知りうることはないが、家持層と借屋層の住民構成や職種については多くのことを知りうるといつてよいであろう。十七世紀末の蛭屋町の家持町人の存在形態と借屋層のそれには明白な相違があつた。表3—1をみると、元禄九(二六九六)年の蛭屋町の総戸数は七〇戸、奉公人を含む人口は三九二人を数えており、総戸数の四一・四%が家持町人であり、五八・六%が借屋層からなつてゐる。しかし家族・奉公人を含む人数という点からいうと、家持町人の世帯に六〇・四%の人口が集中しており、借屋層のそれには三九・六%が分布していた。こうした差異は、家持町人と借屋層の召抱奉公人人数の相違によつて主としてもたらされたものと考えられる。蛭屋町には当時一二三人の奉公人が存在したが、そ

表2 福井町の住民構成と家屋：正徳3(1712)年

業種	名前	家屋の規模
古手屋	四郎右衛門	間口4間半・奥行20間、間口3間・奥行20間
	庄右衛門	間口3間半・奥行20間、間口3間・奥行15間
	藤藏	間口3間・奥行21間、間口3間・奥行21間
	伝兵衛	間口4間1尺・奥行20間
	孫八郎	間口4間・奥行20間
	仁右衛門	間口3間4尺・奥行15間
	孫左衛門	間口3間・奥行20間
	彦兵衛	間口3間・奥行20間
	市兵衛	間口3間・奥行15間
	太郎兵衛	間口3間・奥行15間
	権四郎	間口3間・奥行15間
	四郎兵衛	間口3間・奥行15間
	紙屋	与兵衛
庄右衛門		間口3間・奥行15間
九郎兵衛		間口3間・奥行15間
味噌屋	久助	間口4間半・奥行20間、間口4間1尺6寸・奥行20間、
		間口4間1尺・奥行20間、間口3間・奥行20間、間口3間・奥行20間
小刀屋 不明	藤左衛門	間口3間・奥行20間、間口3間・奥行17間
	任誓	間口3間・奥行20間

注：「福井町家並御改帳」（正徳3(1712)年、名古屋市市政資料館所蔵複製本）によって作成。

の九〇・二%が家持町人に抱えられており、男子の奉公人が五六・九%をしめていたのである。一戸当りの人数をとってみても、家持町人と借屋層のこうした存在形態の相違を確認しうる。家族・奉公人を含む一戸当りの人数も、家持町人と借屋層とは差異があり、家持町人のそれは八・一人であったが、借屋層は三・八人であった。そして、それは、主として召抱奉公人人数の相違からくるものであったとしてよいであろう。

表3—2、表3—3に示した蛭屋町の住民の職種をみると、表2の福井町の住民のそれとはかなり異なっているといえよう。それは、蛭屋町が堀川以西にあったことと関係している。周知のように、堀川は、名古屋城築城のさいに、福島正則の総指揮により開削され、木材、石材等の資材輸送路として、また城への生活物資の搬路として利用されていた。堀川沿いの町人は、堀川舟運を利用して、米穀、味噌、塩、酒、炭薪および加工製品を中心とする諸商品を取扱い、これらを城下町に供給していたのである。蛭屋町の住民の職種に

表3-1 蛭屋町の住民構成—元禄九(一六九六)年

計	借屋	家持	実数(比率)			一戸当り人数								
			戸数			家族			奉公人			合計		
70 (100.0)	41 (58.6)	29 (41.4)												
138 (35.2)	68 (17.4)	70 (17.8)	男	家族										
131 (33.4)	75 (19.1)	56 (14.3)	女											
269 (68.6)	143 (36.5)	126 (32.1)	計											
70 (17.9)	4 (1.0)	66 (16.9)	男	奉公人										
53 (13.5)	8 (2.1)	45 (11.4)	女											
123 (31.4)	12 (3.1)	111 (28.3)	計											
208 (53.1)	72 (18.4)	136 (34.7)	男											
184 (46.9)	83 (21.2)	101 (25.7)	女											
392 (100.0)	155 (39.6)	237 (60.4)	計											
2.0	1.7	2.4	男	家族										
1.8	1.8	1.9	女											
3.8	3.5	4.3	計											
1.0	0.1	2.3	男	奉公人										
0.8	0.2	1.5	女											
1.8	0.3	3.8	計											
3.0	1.8	4.7	男											
2.6	2.0	3.4	女											
5.6	3.8	8.1	計											

注：「蛭屋町男女人数御改帳」(元禄九(一六九六)年、名古屋市政資料館所蔵複製本) によって作成。

は、こうしたことが反映されていたとみてよいであろう。

そして、表3-2、表3-3をさらに比較してみると、蛭

屋町の家持町人と借屋層の職種には明瞭な差異が看取される。すなわち、家持町人には、質屋、味噌屋、油屋、かわ

屋、酒屋などの商人が多くなっていたのたいして、借屋

層では、日用取・日雇、ふごになひ、魚屋、米屋、たばこ

屋、菓子屋、小間物屋などに従事する人々が多かったのである。表3-2によると、当該期の蛭屋町の家持最上層は

質屋業を営んでいることが少なくなく、特徴的である。同

表の喜兵衛は、のちに伊藤、内田両家とならぶ御用達商人となり、「名古屋三家衆」の一角をしめた信濃屋関戸家であり、この時期には質屋を営んでいた。同家は、享保八(一七二三)年家業の転換をはかり、米穀、味噌を商うにいたり、家運隆昌におもむいたとされる。同家は、宝暦期に興隆し、天明期には盛期をむかえていたのであり、天明二(一七八二)年には御用金一万両を調達した功分により十五人扶持が与えられ、宗門自分一札が免許されている。

十八世紀にはいると、このような全国有数の城下町の名古

表3-2 蛇屋町の家持層の構成：元禄9(1696)年

業種	名前(年齢)	家族			奉公人			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
質屋	与左衛門(35)	1	2	3	22	5	27	23	7	30
	勘右衛門(24)	4	2	6	8	6	14	12	8	20
	茂左衛門(62)	4	4	8	4	3	7	8	7	15
味噌屋	喜兵衛(42)	3	2	5	2	3	5	5	5	10
	清兵衛(62)	5	1	6	5	3	8	10	4	14
	勘左衛門(40)	1	3	4	3	2	5	4	5	9
	孫左衛門(28)	1	2	3	2	2	4	3	4	7
油屋	七左衛門母ふく(48)		2	2		1	1		3	3
	久右衛門(52)	2	3	5	2	3	5	4	6	10
米屋	六左衛門(62)	3	1	4		1	1	3	2	5
	善左衛門(60)	3	2	5		1	1	3	3	6
かわ屋	甚七郎(30)	2	2	4	1	1	2	3	3	6
	与平治(38)	1	2	3		1	1	1	3	4
酒屋	勘六郎(30)	1	1	2				1	1	2
	勘平(34)	2	1	3	6	3	9	8	4	12
医師	桜井宗三	4	2	6	1	1	2	5	3	8
ひな屋	徳右衛門(54)	4	3	7				4	3	7
目薬屋	伝十郎(45)	3	3	6		1	1	3	4	7
たばこ屋	市郎左衛門(63)	3	2	5	1	1	2	4	3	7
紺屋	太郎兵衛(66)	2	1	3	3	1	4	5	2	7
茶屋	彦六郎(31)	1	2	3	2	2	4	3	4	7
ぬし屋	八右衛門(49)	4	2	6				4	2	6
大工	三右衛門(70)	3	2	5	1		1	4	2	6
干鰯屋	甚五兵衛(60)	2	2	4	1	1	2	3	3	6
指物屋	甚左衛門(56)	2	1	3	2	1	3	4	2	6
木綿屋	新平(45)	3	2	5				3	2	5
青染屋	安右衛門(59)	3	1	4		1	1	3	2	5
畳屋	長左衛門(32)	2	1	3		1	1	2	2	4
わた屋	吉右衛門(22)	1	2	3				1	2	3
計		70	56	126	66	45	111	136	101	237

注：「蛇屋町男女人数御改帳」(元禄9(1696)年、名古屋市市政資料館所蔵複製本)によって作成。

表3-3 蛇屋町の借屋層の構成：元禄9(1696)年

業種	名前(年齢)	家族			奉公人			合計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
日用取	孫八郎(46)	3	3	6				3	3	6	
	彦助(39)	3	2	5				3	2	5	
	与治兵衛(62)	3	1	4				3	1	4	
	文四郎(46)	2	2	4				2	2	4	
	六平(53)	2	2	4				2	2	4	
	由右衛門(42)	1	3	4				1	3	4	
	磯右衛門(40)	2	1	3				2	1	3	
	関左衛門(52)	2	1	3				2	1	3	
	(47)	1	1	2				1	1	2	
うを屋	藤兵衛(49)	2	1	3	1	1	2	3	2	5	
	八兵衛(36)	3	1	4				3	1	4	
	長左衛門(51)	1	2	3	1		1	2	2	4	
	吉兵衛(37)	1	1	2	1	1	2	2	2	4	
	八左衛門(30)	1	1	2		1	1	1	2	3	
	庄八郎(55)	1		1				1		1	
	半六郎(22)	1		1				1		1	
	米屋	伊左衛門(44)	2	4	6				2	4	6
		作兵衛(50)	2	3	5				2	3	5
伴六郎(48)		1	4	5				1	4	5	
彦八郎(51)		1	2	3		1	1	1	3	4	
庄兵衛(21)		2	1	3				2	1	3	
市兵衛(42)		1	1	2		1	1	1	2	3	
たばこ屋		甚三郎(48)	3	1	4				3	1	4
		半右衛門(37)	2	2	4				2	2	4
		佐五右衛門(41)	2	1	3				2	1	3
菓子屋	与右衛門(41)	1	1	2				1	1	2	
	平兵衛(72)	2	2	4				2	2	4	
	八左衛門(33)	2	2	4				2	2	4	
小間物屋	吉左衛門(43)	1	3	4				1	3	4	
	作右衛門(44)	1	3	4		1	1	1	4	5	
ふごになひ	権左衛門(44)	1	3	4				1	3	4	
	太左衛門(50)	1	3	4				1	3	4	
ときや	長左衛門(21)	1	2	3				1	2	3	
	又作(64)	2	3	5				2	3	5	
木葉屋	八郎右衛門(44)	2	1	3	1	1	2	3	2	5	
	八助(66)	2	2	4				2	2	4	
あるき	六兵衛(59)	2	2	4				2	2	4	
	佐五平	1	3	4				1	3	4	
餅屋	長八郎(38)	2	1	3				2	1	3	
中間	長右衛門(57)	1	2	3				1	2	3	
す売	伝兵衛(40)	1	1	2		1	1	1	2	3	
とうふ屋											
干鰯屋											
計		68	75	143	4	8	12	72	83	155	

注：「蛇屋町男女人数御改帳」（元禄9(1696)年、名古屋市市政資料館所蔵複製本）によって作成。

屋に中央都市商人の進出がみられるようになる。節をあらためて、かかる問題の検討をおこなうことにしよう。

三 中央都市商人の名古屋進出と 名古屋商人

本節では、十八世紀の中央都市商人の名古屋進出と名古屋商人のそれへの対応を検討し、徳川中期の名古屋の商業の展開の歴史的意義について考えてみることにしよう。

十八世紀にはいると、中央都市商人の名古屋への進出がみられるが、ここでは、京都の大丸の事例を中心に検討することにす。十八世紀から十九世紀の大丸の発展過程を整理したものが表4である。同表によると、大丸の業祖下村彦右衛門正啓は、享保二（一七一七）年創業し、京都伏見の京町八丁目に呉服店を開設している。その後、大坂、名古屋、京都、江戸へと進出した。享保十一（一七二六）年には大坂心齋橋に共同経営店松屋を設け、のちに下村家の単独経営とした。また享保十三（一七二八）年には名古屋店を、そして翌年には京都柳馬場姉小路に仕入店を設け、その後京都今出川大宮に上之店を設置した。元文元（二七三六）年には総本店を東洞院舟屋町におき、寛保元

（二七四一）年に烏丸下立売の小紅屋（染物店）を買収した。こうして、下村家は京都における仕入・仕上げ加工の機構を整えた。そして寛保三（一七四三）年に江戸店を設けた。さらに宝暦元（一七五一）年大坂堂島分店、宝暦九（一七五九）年京都東店及金物店、明和二（一七六五）年京都松原店、文化十二（一八一五）年大坂両替店、文政九（一八二六）年京都両替店、嘉永六（一八五三）年江戸糸扇店をそれぞれ設置している。かかる店舗の開設状況からみると、創業初期の急速な発展が推測される。

業祖下村彦右衛門は寛保三（一七四三）年の江戸店の開店を契機に隠居するとともに、事業運営の組織化をはかった。⁽¹⁰⁾京都本家（彦右衛門、のち正太郎）、伏見家（源造）、長者町家（和泉）の三家をおき、この三家がそれぞれ担当する店の元方に資金を下し、各店の頭分が月一回元方寄合を開催して、全般の運営方針を定め、各店の監査をするという形をとったのである。本家は本店、西陣上之店、大坂店、名古屋店、江戸店の五店を、伏見家は松原店、金物店を、長者町家は紅店を統轄した。表5に延享元（一七四四）年の大丸の京都総本店元方の資産構成を示しておいた。これによると、大丸の名古屋店の期末有高（商品と現

表4 大丸・下村家の発展過程

京都	<p>享保二(七二七) 二(七三六) 三(七三八) 四(七三九) 六(七五二) 九(七五四) 元文一(七五六) 寛保一(七五九) 三(七六三) 宝曆一(七五九) 九(七五九) 明和二(七六五) 文化三(七八五) 文政九(八六六) 嘉永六(八五三)</p>	<p>伏見京町八丁目に呉服店開設 柳馬場姉小路に仕入店設置 今出川大宮に西陣物仕入れのために上之店設置 東洞院舟屋町に総本店設置 烏丸下立売小紅屋(染物店)を買収 京都東店及金物店の設置 京都松原店の設置 京都両替店の設置</p>	大坂	<p>心齋橋に共同経営店松屋開設 松屋共同経営解消と単独経営の実現 堂島分店の設置 大坂両替店の設置</p>	名古屋	<p>本町四丁目に名古屋店開設</p>	江戸	<p>江戸糸扇店の設置</p>
----	---	---	----	--	-----	---------------------	----	-----------------

注：「大丸二百五拾年史」(株式会社大丸、一九六七年)、安岡重明「近世商家の経営理念・制度・雇用」(泉洋書房、一九九八年、二二―三五ページ)によって作成。

銀)は四三六貫一五六匁五分であり、その銀額は大坂店のそれに匹敵するほどのものであったことが注目される。

大丸は、享保十一(一七二六)年大坂心齋橋に共同経営

の呉服店松屋を設けた際、「現金正札商売」を始めた。これは、三井家がすでに江戸で実施していた商法の一つで

あつたが、大坂での松屋のこの商法も人気をよび繁盛したという。「現金正札」販売は知られた商法ではあつたが、多くの商人にとって実行しにくい商法であつたのかもしれない。⁽¹⁾大丸名古屋店も、開業翌年の享保十四(一七二九)

年春に卸商をやめ小売店に転換し、大坂店と同様に「正味

表5 大丸京都総本店元方の資産構成：延享元(1744)年

	銀 額	比 率
京 店	528.4(貫)	29.8(%)
大 坂 店	449.7	25.4
名 古 屋 店	436.2	24.6
江 戸 店	208.3	11.7
上 之 店	122.9	6.9
手 形 か し 銀	27.7	1.6
計	1773.2	100.0

注：『大丸二百五拾年史』（株式会社大丸、1967年）100-101ページ、安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』（晃洋書房、1998年）22-24ページによって作成。

札につき現金かけ値なし」の看板をかかげた。そして、表5に示されているように多額の資金を名古屋店に投下して、店舗を拡張し、その後、間口三十間、奥行十五間の大店となったのであり、向い側にも控え家をおいていた。このような大丸の発展は、名古屋の商人にも大きな影響をもたらえることとなったのである。

名古屋茶屋町の呉服商人は、「近年呉服商売薄く御座候に付、難儀仕罷在候」、「大丸屋治助儀、呉服商売相替候様、被為仰付被下置候はば、難有仕合に可奉存候」と願ひ出た。享保十六（一七三二）年の茶屋町の呉服商人の願書は、長文とはいへ興味深い内容を含むので、つぎにそれを掲げておくことにしよう。

乍恐奉願上御事⁽¹³⁾

一、先達て奉願上候通、近年呉服商売薄く御座候に付、難儀仕罷在候処に、本町四丁目大丸屋治助と申者出店仕、現銀売書付を廻し売弘め申、所々在々、珍敷存知相求申候に付、数年御国に居住仕候呉服屋共、其筋の諸商人下職人に至るまで、大勢の者共、痛に罷成難儀仕候。大丸屋治助儀、京都にて軽き商人に御座候へば、御当地呉服屋共障にも成間敷と可被為思召候へ共、所々在々町中共に、京三井名前を替、出店致候様、人に申ならし売弘め、善悪に無差別求めに参り候故、御当地の者共は弥不商に罷成、至極難儀仕候。尤も先年より京引越の呉服屋共、御当地に住居仕候へ共、障りに罷成候儀無御座候。右治助は元大文字屋彦右衛門と申者の手代にて、京都より御当地へ古手商売

に折々通じ、旅宿の縁を以て御国元に居住仕、親方引

大勢の者共渡世仕度奉願上候。以上

請にて呉服物新店出し、現銀商ひ仕候に付、御当地数

亥 六月 茶屋町 甚兵衛後家

年居住の呉服屋は、御屋敷様方專に御出入申、現銀と

同 町 源 兵 衛

申候ても、数年御馴染を以て現銀にも被下、又二季に

同 町 伊 兵 衛

も被下候。御急の御用等も相達来り候御事に御座候。

此砌、御屋敷様方迄も新店珍敷被思召、大丸屋にて御

この願書によると、大丸は、「呉服物新店を出し、現銀商ひ」をしており、「藩内の諸家もこの新店を珍しがって大丸へ注文する」、「このように大丸に独占されると、われわれは父母妻子まで渴命に及ぶ」と申し立て、大丸に商売がえをさせるようにと陳情している。

調被遊候様に罷成候へば、御出入も日々薄く罷成、旁以難儀至極に奉存候。大丸屋は昨今の居住に御座候故、出店同様にて、大勢の者儀、数年御国の御願にて

しかし、茶屋町の呉服商人のこうした陳情書はその後見

呉服商売渡世仕来り候へば、何卒相統渡世仕度、乍恐

出せない。茶屋町の伊藤次郎左衛門家では、この時期に業

奉願上候。斯様に大丸屋一人にて売取申候ては、御当地

態の転換がなされていた。享保二（一七一七）年に家督を

地居住の者共、日々困窮に及申候儀に御座候。数年覚

継いだ五代祐寿は、元文元（一七三六）年に店舗の拡張・

来り候商売も、得不仕候様に罷成候へば、外に渡世仕

改造をおこない、従来の呉服小間物問屋業を廃し呉服太物

候方便も無御座、大勢の者の年寄、父母、並に妻子、

小売業に転換した。そして、「現金売掛け値なし」という

懸り人迄渴命に及申候様に罷成可申候。難儀至極に奉

営業方針を採用し、大丸の商法に追随していったのである。

存候。哀以憐愍、大丸屋治助儀、呉服商売相替候様、

る。このような業態転換にとまなう奉公人の増加は掟書の

被為仰付被下置候はば、難有仕合に可奉存候。只今迄

制定をもたらし、商業帳簿の使用も一般化したという。当

も諸事至極吟味仕差上候へ共、弥以、御国呉服屋共申

時同家で使用された帳簿は大福帳、買帳、売帳、金銀出入

合せ、諸品に此以上猶々吟味仕差上可申候。

帳、判取帳、注文帳、荷物渡帳の七種であった。⁽¹⁾茶屋町の

右奉願上候通、以御慈悲被為仰付被下置候はば難有、

帳、判取帳、注文帳、荷物渡帳の七種であった。⁽¹⁾茶屋町の

呉服商人のこうした業態転換があつてのことであらうが、元文年間に入ると茶屋町の呉服商人の陳情は姿を消し、当該期には玉屋町の呉服商人の陳情がみられるようになる。元文四（一七三九）年の玉屋町の呉服商人の願書も長文ではあるが、重要であるから、つぎにそれを掲げておくことにする。

乍恐口上書を以奉願上候御事⁽¹⁵⁾

玉屋町 家持 七郎右衛門

同 半 六

同 傳 兵 衛

借家 茂 一 八

一新店呉服商賣仕候大丸屋儀、最初者本町四丁目経師屋弥兵衛と申者之方相越延寿丹と申賣薬出シ申候、夫方木綿嶋少々ツ、持参仕、御当地ニ留り居申候而、呉服店之企仕、享保十九寅年家屋敷相求、普請仕、江戸表三ツ井之振合ニ仕懸ケ申候而、御当地者勿論、近國まで方便を以附札を廻し、追々京都へ引合仕、名代を以專ニ弘メ申候御事

一松前屋傳兵衛と申者、江州方罷越、最初者畳表商賣一通り仕居申候処、右大丸屋評判強ク、大分賣弘申候ニ

付、其後大丸屋同前ニ新店取始メ、呉服商賣手廣ク仕候御事

一近國方呉服物類調ニ参候人々も、右新出店共無御座以前者、御当地之呉服屋共ニ而相調候処、御國之潤に罷成候処、只今ニ而者右新出店を珍敷存、自然と人々心片付、新店計へ相越調候故、御國古来方住居仕候呉服類商賣仕候者共、困窮之基ニ罷成、迷惑至極奉存候、私共儀者、先年方御家中様方へ御馴満重り、御用相達来り、代金現金ニ堅ク御究メ申上候而も、代金御差支之節者、任御断一ヶ月又者二三ヶ月も相延御請取申、其内ニ茂急成御用之品出来仕候得者、早速御間を合、段々操替へ商ニ仕、是迄渡世仕来り申候、然ル所今更附札現金賣と申上候時者、数年之御馴満様茂新規之様ニ相成、御心茂離、還而不商之程無覚束、附札賣ニて得引替へ不申候、一旦附札ニ仕、現金賣と申上、若不商ニ而一向商賣薄ク罷成候節ニ至、又々先年通ニ商賣可仕と申上候迎茂如前者御用等茂被仰付間敷と相考申候、左候得者、振合替候儀、家業根元之儀ニ御座候間、容易ニ難仕、何れへとも思案ニあぐみ居申候内、年々商者新出店へ納り申候、金銀員數之程、自然と惣

方ニ而相減シ、人々勝手者不模通ニ罷成、大勢之者共

甚難儀至極奉存候付、新店者御國之者共痛之段、拾ヶ

年以來御難申上候得共、御取上ケも遅々仕、迷惑至極

仕候、元手金少々ニ而御影を以商物振廻し仕候様成者

共ハ、追々店を仕廻、其日送りの渡世仕候、只今相残

罷在候呉服屋、関東問屋、太物屋、古手店并呉服屋属

職人ニ至迄、町人者互ニ相持ニ渡世仕候処、ケ様ニ新

出店共へ商事片付申候而者、大分之金銀京都へ納り申

候付、町中呉服屋ハ勿論一統二年々と衰微仕候而、呉

服屋属職人等別而渡世難仕、及渴命申候、家業之品ニ

依而持家ニ茂離レ、間口廣借家も、狭キ所へ替申候者

共茂御座候得共、大分及禿申候、私共も年を積ニ隨

ひ、難儀ニせ満里申候間、御願申上候

一 大丸屋本店者京都ニ御座候、松前屋本店ハ江州ニ御座

候、右兩人共御当地者出店之儀ニ御座候故、只今御引

セ被下候而も、曾而痛之筋者無御座候、古来方御当地

ニ住居仕罷在候呉服屋、関東問屋、太物屋、古手屋共

之儀者、他所へ出店等者無御座、商賣薄ク罷成、禿候

上者及渴命ニ申候、兎角新出店共へ商片付申候故、御

國之者共、大勢之痛ニ罷成候儀者、前々茂願之筋相

立、左之通ニ御座候、乍恐厚ク御勘弁被成下、御國之者共相立申候様ニ、御慈悲之御了簡奉願上候

一 三拾三年以前亥年、京都三ツ井呉服物出店之企仕候

処、御國之呉服屋類之者共痛之段、御願申上候得者、

御止させ被下、其後式拾ヶ年以前子ノ年、茶屋町并門

前町へ茂呉服物出店仕候処、此節も痛之訳ケ御願申上

候得者、御聞届ケ被為遊、御引セ被下難有仕合ニ奉存

候、然ル所近年右新店出来仕、御國之者共大勢之痛ニ

罷成候儀者、前件申上候通ニ御座候、御憐愍之上、古

例之通ニ新出店共御引セ被為遊被下置候ハ、大勢之

者共相續可仕と、乍恐御慈悲を御歎奉申上候、願之通

被為聞召分被下置候ハ、重々難有仕合ニ可奉存候、

以上

(元文四年)
末十月

この史料によると、大丸屋は当初名古屋で延寿丹という

薬を売り、それから木綿嶋を少しづつ売ようになり家屋

敷を求め、江戸表の三井の振合とし、名古屋から近国まで

付札を廻して呉服商売をするようになったという。また江

州から名古屋に来た松前屋は、当初畳表の販売をしていた

が、大丸屋の評判がよく、かなりの売り上げがあるので、

それにならって、大丸屋と同様に呉服の新店をはじめた。彼等の商法は従来の名古屋城下町の呉服商人とは異なり、「一切掛売不仕候ニ付札付ニ手広く売弘申候」と正札の現金売りという方法をとっていた。そのために、水口屋などが町から在々までもつていたところの販路は大丸屋と松前屋によってとられてしまったという。大丸屋と松前屋が名古屋で行なった呉服商業は、水口屋など従来からの名古屋城下町の呉服商人に大きな影響を与えていたのであり、名古屋城下の玉屋町の呉服商人達はこれらの両店の閉鎖を藩に願っていたのである。しかし、水口屋でも、幕末期のものと思われる一史料によると、「現金売第一之事二候」と古い商法を捨てて新しい現金売りに転換していた。⁽¹⁶⁾元文年間現金売りに反対していた玉屋町の呉服商人も、その後業態転換を余儀なくされていたようである。他方、大丸は、その後名古屋に定着して、明治四十三(一九一〇)年まで営業を続けたことを付記する。⁽¹⁷⁾このような検討をふまえると、七代藩主徳川宗春が政権を担当した享保元文年間間は名古屋の近世経済史の転換期を画する時代であったと考えることができるであろう。

〔付記〕 本稿は、平成十二(二〇〇〇)年三月に開催された「第一四回新修名古屋市史を語る集い」の筆者の講演を基礎にしている。こうした機会をあたえてくださった林董一先生をはじめ、新修名古屋市史編集委員会にどう諸先生がたに厚く御礼を申しあげる。

- (1) 『名古屋市史 政治編第一』(名古屋市役所、大正四(一九一五)年)八八〜九〇ページ、新修名古屋市史編集委員会『新修名古屋市史 第三卷』(名古屋市、平成十一(一九九九)年)九五〜一四九ページを参照。
- (2) 林董一『名古屋商人史』(中部経済新聞社、昭和四十一(一九六六)年)、林董一『近世名古屋商人の研究』(名古屋大学出版会、平成六(一九九四)年)三〜三六ページを参照。
- (3) 『名古屋叢書 第十二卷 産業経済編(三)』(名古屋市教育委員会、昭和三十八(一九六三)年、愛知県郷土資料刊行会、昭和五十八(一九八三)年復刻)一〜四ページを参照。
- (4) 豊田武『日本の封建都市』(岩波書店、昭和四十七(一九七二)年)一四八〜一五〇ページを参照。
- (5) 『名古屋市史 地理編』(名古屋市役所、大正五(一九一六)年)九八〜九九ページを参照。
- (6) 前掲『名古屋市史 地理編』二九〇ページを参照。
- (7) 『四間道——名古屋市四間道町並み保存地区保存計画策定調査』(名古屋市教育委員会、昭和六十(一九八五)

年)三ページ、前掲『新修名古屋市史 第三卷』一四七
〜一四九ページを参照。

(8) 前掲『新修名古屋市史 第三卷』二九五〜二九七ペ
ジをも参照。

(9) 前掲『名古屋叢書 第十二巻 産業経済編(二)』四
〜五ページを参照。

(10) 大丸二百五十年史編集委員会『大丸二百五拾年史』
(株式会社大丸、昭和四十二(一九六七)年)九九〜一〇
四ページを参照。

(11) 安岡重明『江戸店持ち京商人の革新——三井・大丸・
高島屋——』(安岡重明編『京都企業家の伝統と革新』、同
文館出版、平成十(一九九八)年、所収)四六〜四九ペ
ジを参照。

(12) 前掲『大丸二百五拾年史』三三〜三四ページを参照。

(13) 前掲『大丸二百五拾年史』三六〜三七ページ。

(14) 『伊藤祐民傳』三七〜三八ページを参照。

(15) 『名古屋市史 政治編第二』(名古屋市役所、昭和四
(一九二九)年)九〇〜九〇四ページ。原史料は、名古
屋市鶴舞中央図書館所蔵の水口屋文書であるが、ここでは
原史料にもとづいている。

(16) 安藤精一『近世都市史の研究』(清文堂出版、昭和六
十(一九八五)年)を参照。

(17) 前掲『大丸二百五拾年史』二〇〇〜二〇三ページ、二
五三〜二六〇ページを参照。

(あまの まさとし・神戸大学大学院経済学研究科教授)